

令和8年度事業計画

I 事業運営の方針

次の諸課題に重点的に取組み、事業運営の充実を目指す。

1. 育成基金事業への加入促進のための取組み
2. 生計困窮家庭への支援給付事業の周知及び案内
3. 賛助会員及び寄付金募集の促進並びに安全・確実な資産運用を通じた財政基盤の安定・強化
4. 独立行政法人 自動車事故対策機構などの関係機関と連携・協力

II 各事業の計画

1. 育成基金事業

(1) 加入の促進

育成基金事業への新規加入者数は、令和5年度35名、令和6年度26名、令和7年度は1月末時点で27名となっており、加入者の総数は、現時点で337名である。

新規加入者へのアンケート調査の結果によると、本事業について「自治体」、「警察・交通安全協会」、「基金ホームページ・リーフレット」等から知ったとの回答が多く、加入に際して、自治体あるいは警察などの公的機関からの紹介は、当基金の信頼性や拠出金の入金にあたっての安心感につながっているものと思慮される。

基金事業の周知及び加入への案内などに関しては、ホームページの最新更新、リーフレットの配付先の拡大並びに自治体・企業及び関連団体のホームページ等で当基金を紹介いただくなど、様々な手法による周知活動の充実に努める。

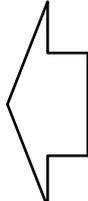
(2) 育成給付金の支給（増額予定）

厳格な資産運用のもとで、育成給付金の支給を将来にわたり安全・確実に実施する。また、平成27年度から新規加入者に係る国庫補助が、基金造成補助

(一括前払補助) から単年度の給付金補てん方式に変更となり、併せて民間援助金も同様の方式となったが、引き続き適正な水準の給付責任準備資産を確保し、加入全期間にわたる確実な給付を厳守する。

また、今年度から「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定。いわゆる、「骨太の方針」。)」等を端緒とした物価高騰対策として、国土交通省所管の被害者保護増進等事業費補助金を財源とした、給付月額への 1 人当たり一律 2 万 2 千 7 百円の上乗せ支給が実施される予定 (令和 8 年度政府予算の成立が前提) であることから、その確実な執行に努める。

【給付月額の改定(予定)】

	(改定)		(旧)
0歳以上6歳未満	<u>54,700円</u>		32,000円
6歳以上9歳未満	<u>62,700円</u>		40,000円
9歳以上12歳未満	<u>67,700円</u>		45,000円
12歳以上15歳未満	<u>77,700円</u>		55,000円
15歳以上19歳未満	<u>92,700円</u>		70,000円

※一律 22,700 円の増額。

2. 支援給付事業

(1) 育成基金事業加入遺児に対する支援給付事業

育成基金事業加入遺児 (以下「加入遺児」という。) に対して、以下の支援を行う。

① 橋本給付金

小、中又は高校に入学する年齢に達した加入遺児に対し、橋本給付金として 6 万円を支給する。

② 育成付加給付金

経済情勢の変化等に対応するため、6 月末日現在の加入遺児に対し、育成付加給付金として毎年 3 万 6 千円を支給する。

③ 完了給付金 (増額)

満 19 歳に達し育成給付金の給付が完了する加入遺児に対し、完了給付金として 3 万円を 5 万円に増額して支給する。

④ 図書カードの贈呈

新規加入時並びに上記の橋本給付金及び完了給付金を支給する際に、図書カード 5 千円分を贈呈する。

⑤ SDD基金事業（SDD音楽奨学金）

音楽大学等又は高校音楽科に進学するときに、SDD音楽奨学金を支給する音楽大学等の場合、入学支度金として20万円及び奨学金（年更新）として月額10万円を支給する。

高校音楽科の場合、入学支度金として10万円及び奨学金（年更新）として月額5万円を支給する。

（備考）寄付者から使途が指定された寄付金（SDD基金資産）を財源とする。

（参考）令和8年度は、大学生2名（うち、1名は入学支度金支給）の予定。

（2）生計困窮家庭に対する支援給付事業

交通遺児家庭又は交通重度後遺障害者家庭であって、義務教育終了前のお子様がいる、特に生計が困窮している家庭に対して、以下の支援を行う。

① ^{えつねん}越年資金

お子様が新年を迎えるに当たっての生活資金として、1人当たり3万円を支給する。

② 入学支度金

お子様が小学校又は中学校に入学する際に、1人当たり6万円を支給する。

③ 進学等支援金

お子様が義務教育を終了して上級学校に進学する場合、又は就職する場合に、1人当たり6万円を支給する。

④ 図書カードの贈呈

上記の入学支度金又は進学等支援金を支給する際に、お子様1人当たり5千円分の図書カードを贈呈する。

⑤ 緊急時見舞金

お子様又はその扶養者等が、死亡又は重度の後遺障害を負った場合又は災害により家屋等に甚大な被害を受けた場合に、1家庭当たり10万円又は5万円を支給する。

（3）生計困窮家庭に対する支援給付事業の周知及び案内

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という。）の協力のもと、ナスバが主催する交通遺児友の会の会員、介護料受給家庭、療護施設及び委託病床入院家庭に対し、生計困窮家庭に対する支援給付事業の周知及び案内に努める。

(4) 交通遺児等に対する精神的支援事業

① 加入遺児等の激励及び支援活動

- ・加入遺児家庭に、季刊広報誌「スマイルズ・基金だより」及びオリジナル卓上カレンダー等を配付する。
- ・夏休み・春休みの映画観賞券を応募者に贈呈する。
- ・その他、警視庁及びエフエム大阪等の関係機関と連携した支援活動を行う。

② 自動車事故被害者援護活動に対する協力事業

ナ斯巴が主催する交通遺児友の会の集い等の被害者援護事業に対する財政支援協力を引き続き行う。

3 財務基盤の安定・強化のための取り組み

(1) 賛助会費及び寄付金募集の周知の拡充

交通遺児等家庭を取り巻く環境は、昨今の物価高騰の影響等も相まって、相変わらず厳しいものがあり、継続的かつ充実した事業の実施のためには、一層の財政基盤の安定及び強化が必要である。

このため、賛助会員及び寄付者（以下「寄付者」という。）に対して、感謝状の贈呈並びに訪問及び季刊広報誌の送付により、寄付金を活用した事業の概況報告等のきめ細やかな対応を行う。

また、寄付者の一層の拡大を図るため、ホームページやリーフレット等による広報を通じて、基金による交通遺児等への支援の内容について広く周知を図り、併せて、関係機関の協力も得ながら潜在的寄付者への一層の周知に努める。

【実績】直近3年の賛助会費及び寄付金の受入状況は、次のとおりである。

令和5年度 1億2,299万9千円

令和6年度 2億1,300万0千円

令和7年度 1億2,272万1千円

(1月末現在、前年同期 1億6,490万3千円)

(2) 安全・確実な資産運用

資産運用検討委員会の意見を踏まえた「令和8年度資産運用計画」に基づき運用を行うこととする。

以上